

前期基本計画 施策と施策の展開一覧

【基本方針1】 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策1 人権・男女共同参画

- (1) 人権啓発の推進
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進

施策2 国際化・多文化共生

- (1) 国際交流活動の推進
- (2) 外国人市民に優しいまちづくりの推進

施策3 地域福祉

- (1) 地域福祉推進体制の充実
- (2) 低所得者などに対する支援の充実
- (3) 民生委員・児童委員の活動支援

施策4 障がい者福祉

- (1) 地域生活の支援
- (2) 就労への支援
- (3) 医療費の助成

施策5 高齢者福祉

- (1) 高齢者の健康づくり推進
- (2) 高齢者の地域生活支援
- (3) 介護保険サービスの充実

施策6 健康づくり

- (1) 健康長寿の促進
- (2) 生活習慣病の発症・重症化予防の推進
- (3) 健康を支え守るための環境整備
- (4) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の健全な運営

【基本方針2】 安全で快適に暮らせるまちをつくる

施策7 交通

- (1) 公共交通の利用促進
- (2) 移動困難者の交通手段の確保
- (3) 交通安全の推進

- (4) 自転車安全利用の推進

施策 8 危機管理・防災・防犯

- (1) 防災体制の強化
- (2) 消防体制の強化
- (3) 防犯活動の推進

施策 9 道路・河川

- (1) 県道や都市計画道路の整備促進
- (2) 生活道路の整備
- (3) 道路の維持管理
- (4) 橋りょうの維持管理と河川環境の保全

施策 10 都市づくり

- (1) 地域の特性に応じた土地利用の推進
- (2) 安心して良好な住環境の整備・保全
- (3) 土地区画整理事業の推進
- (4) 安心して魅力ある公園・緑地づくり
- (5) 産業用地の創出

施策 11 水道

- (1) 安心して安定した水道水の供給
- (2) 災害に強い給水体制の確立
- (3) 水道事業の運営基盤の強化

施策 12 下水道

- (1) 污水处理施設の整備
- (2) 雨水処理施設の整備
- (3) 下水道施設の維持管理

【基本方針 3】子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる

施策 13 子育て支援

- (1) 多様な保育サービスの提供
- (2) 子育て環境の充実
- (3) ひとり親家庭の自立支援

施策 14 学校教育

- (1) 確かな学力の育成、豊かな心の育成及び健康・体力の増進

- (2) 質の高い学校教育の推進
- (3) コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進
- (4) 小・中学校の統合を含む施設環境の維持向上
- (5) 学校給食の充実

施策 15 青少年健全育成

- (1) 郷土愛の醸成
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 体験活動・多世代との交流活動の推進

【基本方針 4】 豊かな自然と調和したまちをつくる

施策 16 生活環境

- (1) 生活環境の保全
- (2) 河川等の水質汚濁の防止

施策 17 自然環境

- (1) 緑と清流の保全
- (2) 地球温暖化やその他の環境問題への取組

施策 18 循環型社会

- (1) ごみの減量と再資源化の推進
- (2) ごみの適正な処理
- (3) し尿の適正な処理

【基本方針 5】 魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる

施策 19 農林業

- (1) 農業の振興
- (2) 魅力ある農産物の生産支援
- (3) 林業の振興

施策 20 商工業

- (1) 企業への支援
- (2) 商工振興活動の支援
- (3) 労働環境の改善と就労の支援
- (4) 多様な働き方のできる環境の実現

施策 21 観光

- (1) 自然と歴史を生かした観光地整備の推進
- (2) 広域で連携した観光の推進
- (3) 観光誘客の推進
- (4) 魅力を活用した体験型観光の推進

【基本方針 6】生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる

施策 22 生涯学習・社会教育

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 公民館の充実
- (3) スポーツ・レクリエーションの振興
- (4) 読書に親しめる環境の整備

施策 23 歴史・文化

- (1) 文化財の保護と活用
- (2) 芸術・文化の振興

【基本方針 7】信頼される行政運営を推進するまちをつくる

施策 24 市民参加・情報共有

- (1) 市民参加活動の推進
- (2) 地域コミュニティ活動の促進
- (3) 広報広聴・情報発信・情報公開の推進
- (4) 魅力を活用した情報発信

施策 25 行政運営

- (1) 持続可能な行政運営の推進
- (2) 広域行政・産学官連携の推進
- (3) 情報化の推進
- (4) 市民サービスの向上

施策 26 財政運営

- (1) 健全な財政運営の推進
- (2) 財源の確保
- (3) 公有財産の適正な維持管理

施策の見方

基本方針1 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策1 人権・男女共同参画

施策目標・評価指標

全ての人が多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、男女があらゆる機会を通じて参画できる社会の実現を目指します。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
女性の活躍を多面的に支援する地域だと思ふ人の割合	%	7.5	10.0

現状と課題

- 同和問題をはじめ、家庭内暴力、いじめ、児童・高齢者・障がい者への虐待、インターネットを利用した人権侵害、ヘイトスピーチなど人権を侵害する事案が多様化、複雑化しています。市民一人一人の人権意識を高めるため、教育・行政が一体となり、様々な人権課題について、全世代に対して効果的な教育啓発を行うことが必要です。
- 平成28年に差別を解消する目的で障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行され、人権問題を解消するための取組をより一層推進していく必要があります。様々な人権問題の実態を把握するとともに、人権侵害に対する救済を図るため、相談体制の充実と関係機関の連携強化を図っていくことが必要です。
- 男女平等意識が年々高まりを見せている中で、女性の活躍が推進され、共働き世帯も増加しています。一方で、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識が未だに根強く残っています。家庭での役割分担の見直しや職場における環境整備等を行うことにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが必要です。
- 配偶者等からの暴力に関して、市への相談件数は増加傾向ではありませんが、全国的に配偶者暴力相談センターや警察への相談件数、住民票の写しの交付等を制限する支援措置の件数は、年々増加しています。配偶者等からの暴力については、被害者が相談するほどでもないが認識している場合も多いため、相談体制を充実し事案の解決を図っていくことが必要です。

※グラフ・データ表

- 市民意識調査結果（令和2年3月）
「仕事と家庭を両立するために必要な条件」

施策番号、名称

施策の達成度を測るための指標を設定しています。

※評価指標について
○施策1、3、5～8、14～17、20～24
まちづくり市民アンケート調査等のアンケート調査で、「そう思う、まあそう思う」や「している、ある程度している」などと回答した人の割合です。
○施策2、4、9、11、12、19
まちづくり市民アンケート調査で、各施策の満足度についての回答を次のように点数化し総和平均値により評価しました。

満足	5点
やや満足	4点
普通	3点
やや不満	2点
不満	1点

施策の展開

- 人権啓発の推進
 - ・全ての人が多様な人権課題について正しく理解し、互いを尊重しながら平和で共生できる社会を実現するため、家庭、学校、地域など、あらゆる機会を通じて、人権教育、啓発などを推進します。
 - ・いじめやLGBTへの差別などの人権問題について、解決や解消に向けた援助をするため、人権に関する相談体制の充実を図ります。
- ★男女共同参画社会の形成の促進【1-（2）女性の活躍支援】
 - ・性別にとらわれることなく、誰もが個性や能力を発揮できる社会を実現するため、男女共同参画意識の普及啓発、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進などを行います。
 - ・配偶者等からの暴力について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、被害者の保護や自立支援を行い、安心した生活が送れるようにするための相談体制の連携強化を図ります。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	人権講演会などへの参加者数	人	1,974	2,000
(2)	審議会などにおける女性委員の割合	%	43.1	45.0

主な個別計画

第5次日高市男女共同参画プラン（令和3年度～令和7年度）

～ヘイトスピーチ～ 特定の国の出身であることや子孫であることのみを理由として日本社会から追い出したり、一方的に危害を加えたりするなどの不当な差別的言動を指す。

LGBT レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字を取った言葉で、性的少数者を表す言葉の一つ

【主要施策とSDGs/ゴールの対応表】

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策1 人権・男女共同参画				○	○						○						○

施策を実現するための具体的な方策を記述しています。

★はリーディングプロジェクトに該当していることを表しています。【 】は対応するリーディングプロジェクト名です。

施策の展開と対応する代表的な指標を1つ設定しています。

本文中の用語に対して、脚注として説明を記載しています。

この施策がどのSDGsのゴールに対応するかを表しています。

基本方針 1 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策 1

人権・男女共同参画

施策目標・評価指標

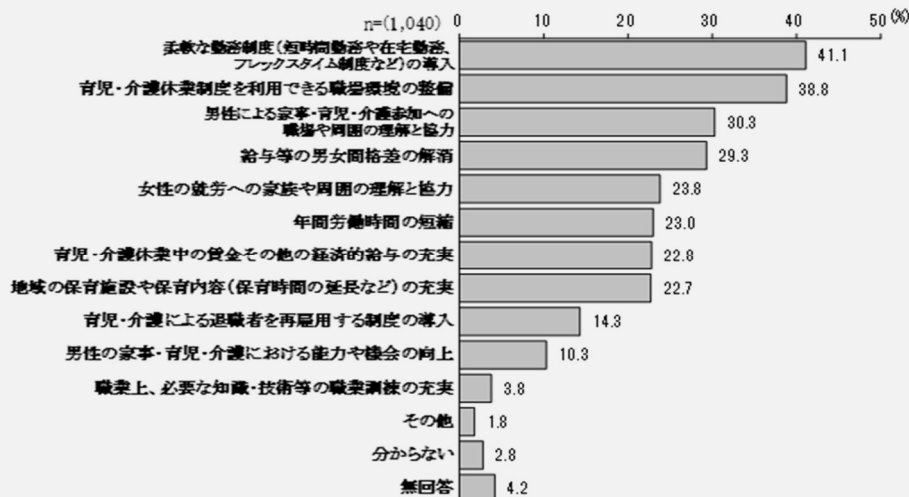
全ての人が多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、男女があらゆる機会を通じて参画できる社会の実現を目指します。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
女性の活躍を多面的に支援する地域だと思ふ人の割合	%	7.5	10.0

現状と課題

- 同和問題をはじめ、家庭内暴力、いじめ、児童・高齢者・障がい者への虐待、インターネットを利用した人権侵害、ヘイトスピーチなど人権を侵害する事案が多様化、複雑化しています。市民一人一人の人権意識を高めるため、教育・行政が一体となり、様々な人権課題について、全世代に対して効果的な教育啓発を行っていくことが必要です。
- 平成 28 年に差別を解消する目的で障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行され、人権問題を解消するための取組をより一層推進していく必要があります。様々な人権問題の実態を把握するとともに、人権侵害に対する救済を図るため、相談体制の充実と関係機関の連携強化を図っていくことが必要です。
- 男女平等意識が年々高まりを見せている中で、女性の活躍が推進され、共働き世帯も増加しています。一方で、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識が未だに根強く残っています。家庭での役割分担の見直しや職場における環境整備等を行うことにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが必要です。
- 配偶者等からの暴力に関して、市への相談件数は増加傾向ではありませんが、全国的に配偶者暴力相談センターや警察への相談件数、住民票の写しの交付等を制限する支援措置の件数は、年々増加しています。配偶者等からの暴力については、被害者が相談するほどでもないと認識している場合も多いため、相談体制を充実し事案の解決を図っていくことが必要です。

仕事と家庭を両立するために必要な条件（市民意識調査結果）



施策の展開

(1) 人権啓発の推進

- ・全ての人が様々な人権課題について正しく理解し、互いを尊重しながら平和で共生できる社会を実現するため、家庭、学校、地域など、あらゆる機会を通じて、人権教育、啓発などを推進します。
- ・いじめやLGBTへの差別などの人権問題について、解決や解消に向けた援助をするため、人権に関する相談体制の充実を図ります。

★(2) 男女共同参画社会の形成の促進【1-(2)女性の活躍支援】

- ・性別にとらわれることなく、誰もが個性や能力を発揮できる社会を実現するため、男女共同参画意識の普及啓発、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進などを図ります。
- ・配偶者等からの暴力について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、被害者の保護や自立支援を行い、安心した生活が送れるようにするための相談体制の連携強化を図ります。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	人権講演会などへの参加者数	人	1,974	2,000
(2)	審議会などにおける女性委員の割合	%	43.1	45.0

主な個別計画

第5次日高市男女共同参画プラン（令和3年度～令和7年度）

ヘイトスピーチ	特定の国の出身であることや子孫であることのみを理由として日本社会から追い出したり、一方的に危害を加えたりするなどの不当な差別的言動を指す。
LGBT	レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字を取った言葉で、性的少数者を表す言葉の一つ

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策1 人権・男女共同参画				○	○					○						○	

基本方針 1 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策 2

国際化・多文化共生

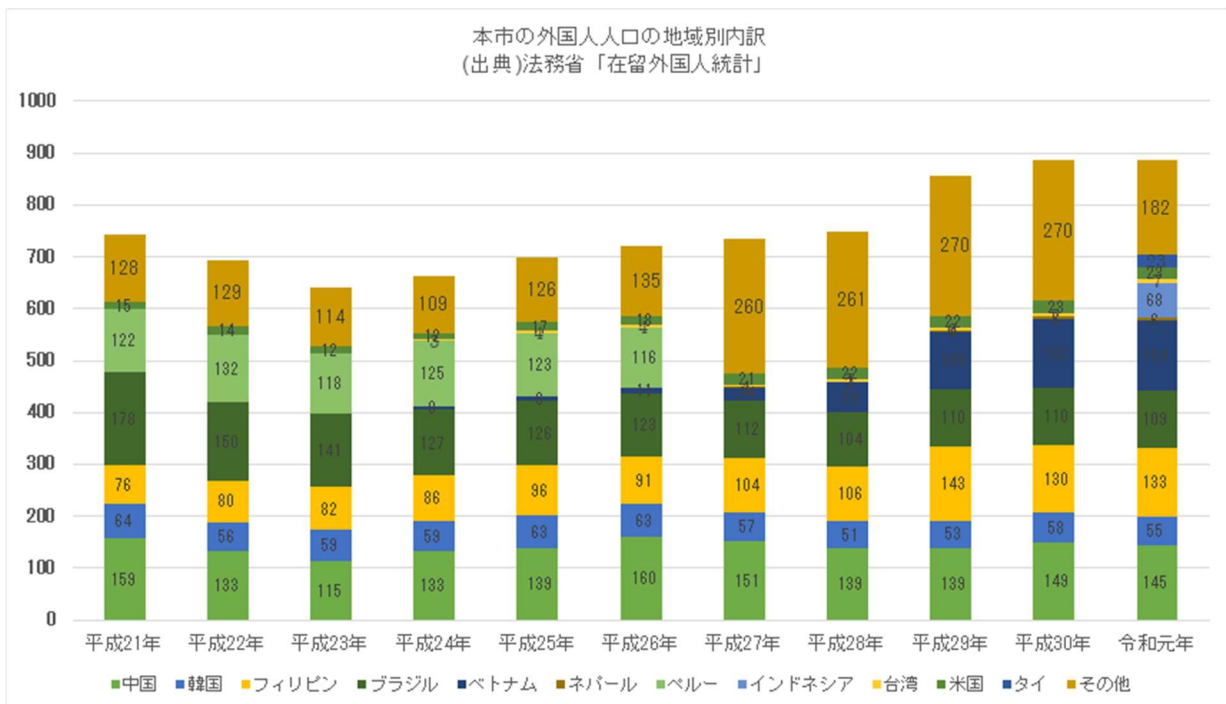
施策目標・評価指標

国際理解を深める機会を提供するとともに、外国人市民が暮らしやすい環境を整えます。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
「多文化共生」の取組に対する満足度	点	2.92	3.10

現状と課題

- 平成8年度に大韓民国烏山市と友好都市の締結を行い、平成15年度から小学生のサッカースポーツ交流事業など、市民同士の国際交流活動を進めています。今後も関係機関と連携し、効果的な市民同士の国際交流活動の機会を増やしていくことが必要となります。
- ラグビーワールドカップ2019日本大会や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、更なる国際化の進展や国際交流機会の増加が予測されています。
- 令和2年1月1日時点の外国人住民は886人で、年々増加しており、出入国管理法改正などにより、今後、外国人労働者が増加することが予測されています。
- 外国人市民の中には、日本語が十分理解できなかったり、文化や生活習慣の違いで地域になじめなかったり、孤立してしまうような場合も想定されます。災害時等においては、要配慮者である外国人市民に対して、迅速に情報を伝達する方法、地域における支援の体制整備が必要となります。外国人市民が適切に行動でき、日常生活でも安心して生活できるようにするため、多言語による災害情報や防犯情報を得る方法などを周知しています。



施策の展開

(1) 国際交流活動の推進

- ・グローバル化の進展に伴い、国際感覚を養うとともに異文化への理解を深め、国際的な視点を持つ人材を育成するため、友好都市である大韓民国烏山市との交流など国際交流活動を推進します。
- ・独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが実施するワンナイトステイ事業（様々な国の人たちとの交流）への協力を通じて、様々な国の方との交流から市民の国際理解を促進します。

(2) 外国人市民に優しいまちづくりの推進

- ・災害時等における外国人市民への的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。
- ・外国人市民が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるようにするため、市国際交流協会と連携し、日本語教室や外国人相談サロンなどの支援事業を推進します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	ワンナイトステイ事業登録家庭数	家庭	8	10
(2)	災害時等通訳・翻訳ボランティア登録者数	人	61	70

主な個別計画

—

ワンナイトステイ事業 独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが行う研修の参加者に対して日本人の生活、習慣、考え方に接する機会を提供するため、1泊2日のホームステイを受け入れる事業

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策2 国際化・多文化共生				○						○							○

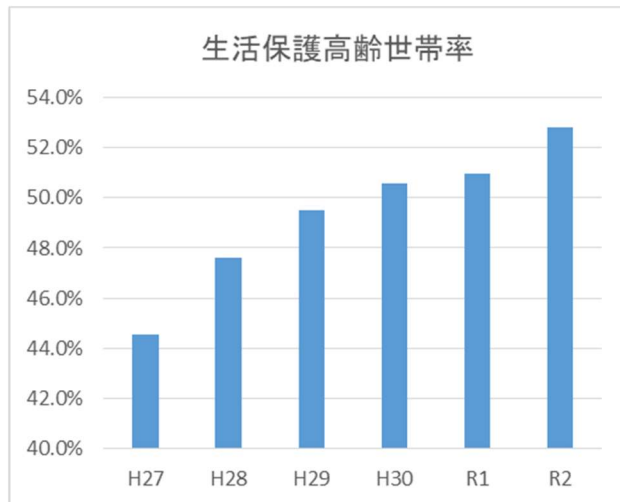
施策目標・評価指標

一人一人が尊重され、健やかに暮らせるよう、地域で共に助け合い、支え合う地域社会の実現を図ります。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
頼りになる知り合いが近所にいると感じている人の割合	%	53.0	53.5

現状と課題

- 生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活の保障と、その自立の助長に重要な役割を果たしています。近年は、就労により自立する世帯が増加していますが、一方で、高齢者世帯は増加しており、そのほとんどが単身者となっています。高齢者や単身者の増加に伴う必要な支援の充実を図るとともに、生活の安定と自立助長を促すための支援を展開する必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするための制度であり、生活困窮者の自立支援を行っていく上では関係機関との連携が重要となります。生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮に至るリスクの高い人の把握と、一層の支援を図ります。
- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさ、孤立や生活困窮に至るリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、社会との関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。社会福祉士などによる対人支援は、「課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」を両輪としていくことが必要です。なお、伴走型支援を実践する上では、社会福祉士などによるものと地域住民同士の支え合いによるものの双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットを強化し、重層的なものにする必要があります。



施策の展開

- ★(1) 地域福祉推進体制の充実【3 - (1) 結婚・妊娠・出産支援、4 - (4) 地域連携、コミュニティ活動の促進】
- ・日高市社会福祉協議会との連携のもと、地域支え合い体制を構築するため、地域住民による福祉活動を支援します。
- (2) 低所得者などに対する支援の充実
- ・低所得者などの生活の安定と自立助長を促すため、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度などを推進します。
- (3) 民生委員・児童委員の活動支援
- ・民生委員・児童委員を確保するため、活動内容の普及啓発及び活動しやすい環境づくりを推進します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	地域福祉推進組織の立ち上げか所数	か所	0	4
(2)	生活保護受給者及び生活困窮者就労自立件数	件	14	20
(3)	民生委員・児童委員充足率	%	86.2	100.0

主な個別計画

第3次日高市地域福祉計画（令和元年度～令和5年度）

地域福祉推進組織

子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等、地域に住む全ての人の生活課題について、関係者等が集まり、地域で何が必要か、何ができるか等について協議・検討する組織。将来的には、地区社会福祉協議会としての位置付けを視野に入れている。

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策3 地域福祉	○	○		○				○		○							

基本方針1 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策4

障がい者福祉

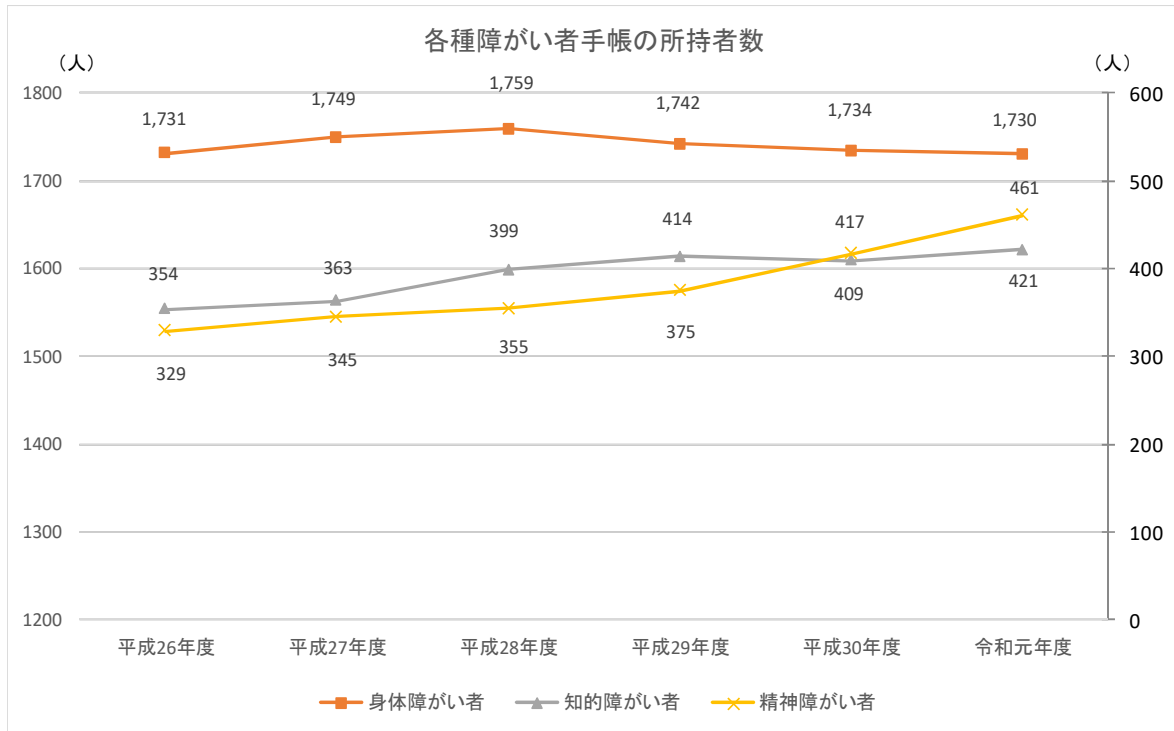
施策目標・評価指標

障がいのある人が、その人らしく安心して地域で生活が送れるよう、一人一人の状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、社会参加や就労の促進を図ります。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
「障がい者福祉」の取組に対する満足度	点	2.96	3.00

現状と課題

○障がいのある人が、地域で自立した生活を続けていくことができるよう、日常生活における課題などを相談することができる環境を確保していくとともに、在宅生活に係る支援をはじめ社会参加や就労に向けた取組を継続していく必要があります。



施策の展開

(1) 地域生活の支援

- ・障がい者に対する理解を深めるとともに、差別解消や権利擁護のための取組を進めます。
- ・障がい者が地域で安心して生活ができるよう、相談支援や各種サービス給付等を提供します。
- ・障がい者の日中における活動の場を提供することなどにより、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

(2) 就労への支援

- ・障がい者就労支援センターを中心に、関係機関が連携しながら就職と就労定着を支援します。また、障がい者の就労を進めるための環境づくりを推進します。

(3) 医療費の助成

- ・重度心身障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	日中一時支援事業登録事業者件数	件	19	20
(2)	障がい者就労支援センター利用者の就職率	%	57.9	60.0
(3)	重度心身障がい者医療費助成制度受給登録者のうち、医療費申請を行った人の割合	%	89.0	92.0

主な個別計画

第6期日高市障がい者計画・障がい福祉計画/第2期日高市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）
第3次日高市地域福祉計画（令和元年度～令和5年度）

権利擁護

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な人が様々な局面で不利益を被ることがないように弁護又は擁護すること。

日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がい者等の日中における活動の場を提供するもの

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策4 障がい者福祉			○					○	○								

基本方針1 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策5

高齢者福祉

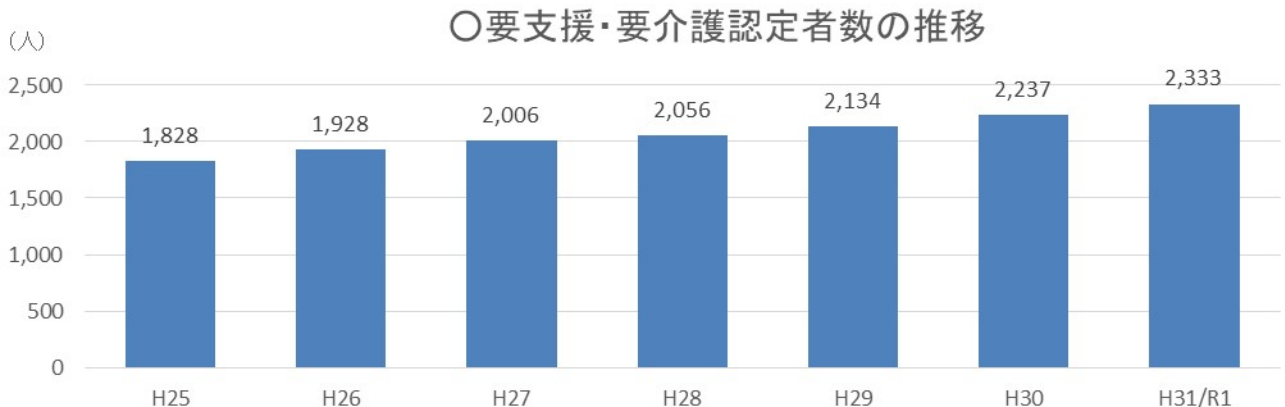
施策目標・評価指標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援し、生きがいつくりや自主的な社会参加活動を推進します。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
老後に不安を感じている人の割合	%	69.9	65.0

現状と課題

- 元気な高齢者が心と体の健康を維持するための取組に加え、認知症や独り暮らしなど、生活課題を抱える高齢者への対策も求められています。
- 高齢者の生きがいつくりを促進するため、高齢者の就労を支援していますが、雇用形態の多様化など、社会情勢の変化については柔軟な対応が求められています。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、高齢者の各種相談などに応じる地域包括支援センターの機能充実を図っていますが、引き続き、高齢者個々のニーズに加え、地域の状況についての把握も進める必要があります。
- 支援や介護が必要な高齢者がサポートを受けつつ安心して生活できるよう、各種の介護サービスを提供していますが、要支援・要介護認定を受ける人及び要介護度が重度化する人の増加に伴い介護保険給付費が増加しているため、給付費の抑制を図ることが必要です。
- 生産年齢人口の減少により、高齢者を介護する人材の不足が懸念されていますが、引き続き各種サービスの質を低下させない取組が必要です。



施策の展開

- ★(1) 高齢者の健康づくり推進【1－(3) アクティブシニアの活躍支援、4－(3) 生涯スポーツ・健康のまちづくり】
- ・高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防のための運動を行う教室や、認知症予防に関する取組を推進するとともに、就労支援などを通じて、高齢者の社会参加を促進します。
 - ・高齢者に対する保健事業と介護予防事業を一体的に捉えて実施することを通じて、健康づくりに関するきめ細やかな支援を行います。
 - ・若い世代が高齢者に感謝する気持ちの醸成を図るとともに、高齢者に喜んでもらえる取組を実施するなどして、高齢者の生きがいづくりを支援します。
- (2) 高齢者の地域生活支援
- ・介護を必要とする人と、家族や親族などの介護している人の双方が求めるサービスの提供を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう支援します。
 - ・認知症サポーターの養成や、高齢者の異変を把握するネットワークの充実などにより、認知症や独り暮らしといった生活課題を抱える高齢者の生活を支援します。
- (3) 介護保険サービスの充実
- ・心身の変化により介護が必要となった人に対し、介護支援、機能訓練、看護など適切なサービスを提供できるよう、介護保険により支援します。
 - ・自立した日常生活を営むことができるよう、必要に応じた介護保険サービスの分析を行い、充実したサービスを提供します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	介護予防の運動に取り組む高齢者の延べ人数	人	39,825	42,750
(2)	高齢者に関する相談件数	件	6,702	6,800
(3)	要介護・要支援認定者の割合	%	12.9	16.6 以下

主な個別計画

第8期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策5 高齢者福祉	○	○						○		○	○						○

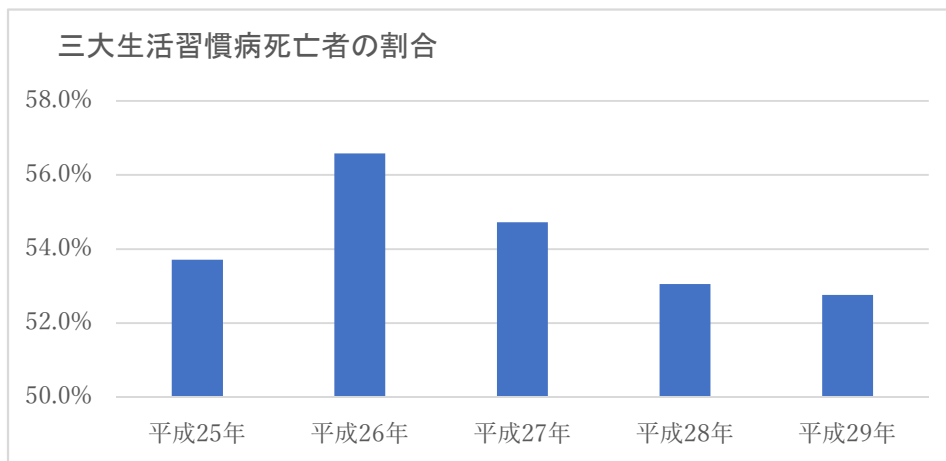
施策目標・評価指標

市民が「健康長寿」の延伸を目指し、一人一人の主體的な健康づくりと個人の取組を支援できる社会づくりを目指します。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
食生活の改善や運動など、健康管理のための取組をしている人の割合	%	63.9	67.0

現状と課題

- 国は、健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進と地域間格差の解消という2本柱による健康寿命の延伸を進めており、埼玉県では誰もが毎日を健康で生き生きと暮らすことができる社会の実現をめざして健康長寿埼玉プロジェクトを推進しています。そのため、家庭や地域での継続的な健康づくりへの取組とともに、健康で生き生きとした生活を送ることができる環境整備が求められています。
- 市民一人一人が自ら健康づくりを実施でき、生き生きとした生活を送るため、関係団体や地域住民の協力を得て、持続可能な健康づくりを進めています。生活習慣病対策として、相談や検診体制の充実を図るとともに、地域と一緒に取り組むことが重要です。また、こころの健康、睡眠、疲労回復・ゆとり等休養に関する知識の普及・啓発を図る必要があります。
- 感染症の予防に関する正しい知識の普及や感染症の発生・まん延を防ぐ定期予防接種を実施しています。新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など、生命や健康を害するとともに市民生活及び経済に及ぼす影響が大きい感染症のまん延に対応するため、早期に適切な情報提供や予防対策を実施する体制整備が必要です。
- 市内医療機関や飯能地区医師会などと連携し、市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図る必要があります。



施策の展開

- ★(1) 健康長寿の促進【4 - (3) 生涯スポーツ・健康のまちづくり】
- ・市民一人一人が、生涯にわたり健康づくりに取り組めるよう、運動普及推進員や食生活改善推進員などの団体と連携して、豊かな自然や環境に恵まれた本市の特長を生かした運動や健康教室を実施し、生活習慣病予防や生涯にわたる健康づくりを推進します。
 - ・生涯の健康づくりへとつながるよう、食事を楽しみ、栄養バランス等に配慮する食生活の実現を目指した食育を推進します。
- (2) 生活習慣病の発症・重症化予防の推進
- ・生活習慣病の発症や重症化を予防するため、糖尿病・循環器病・がんの3分野をまとめて生活習慣病対策として位置付け、各種検診事業を推進します。
 - ・生活習慣病についての正しい知識の普及と情報の提供を図るために、保健師や栄養士による生活習慣病予防相談を実施します。
- (3) 健康を支え守るための環境整備
- ・感染症の重症化やまん延を予防するため、正しい知識の普及を図るとともに、手洗い、うがい、マスクの着用等の感染症予防対策の周知徹底に努めます。また、市民の定期予防接種を推進するとともに、乳幼児健康診査などで、予防接種の確認や勧奨などを行います。
 - ・市民が必要なときに適切な医療を受けられるようにするため、身近なかかりつけ医と大学病院などの地域の中核的な医療機関との連携や、在宅医療推進のための環境づくり、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図ります。
 - ・こころの不調は身体面や人間関係の構築などにまで、影響を及ぼします。毎日の生活の中で起こる、様々な「こころの問題」の相談に応じられるよう、精神保健福祉士や保健師等による相談体制の充実を図ります。
- (4) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の健全な運営
- ・特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防対策等の保健事業を実施することにより、生活習慣病の発症や重症化を予防し、医療費の抑制に努めます。
 - ・レセプト点検を通じ、適正受診・適正服薬を推進し、医療費の適正化に取り組みます。
 - ・高齢者の生活習慣病等の疾病予防のため、介護予防、フレイル対策、保健事業等を一体的に推進します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	各種健康教室参加者数	人	889	1,000
(2)	生活習慣病死亡率	%	52.8 (平成29年度)	40.0
(3)	四種混合接種率	%	83.7	95.0
(4)	特定保健指導実施率	%	14.7 (平成30年度)	60.0

主な個別計画

健康増進計画・食育推進計画（平成30年度～令和4年度）

フレイル対策

高齢者の虚弱に関する周知及び住民の通いの場づくりによる高齢者の健康づくり・介護予防を推進する取組

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
施策6 健康づくり			○															

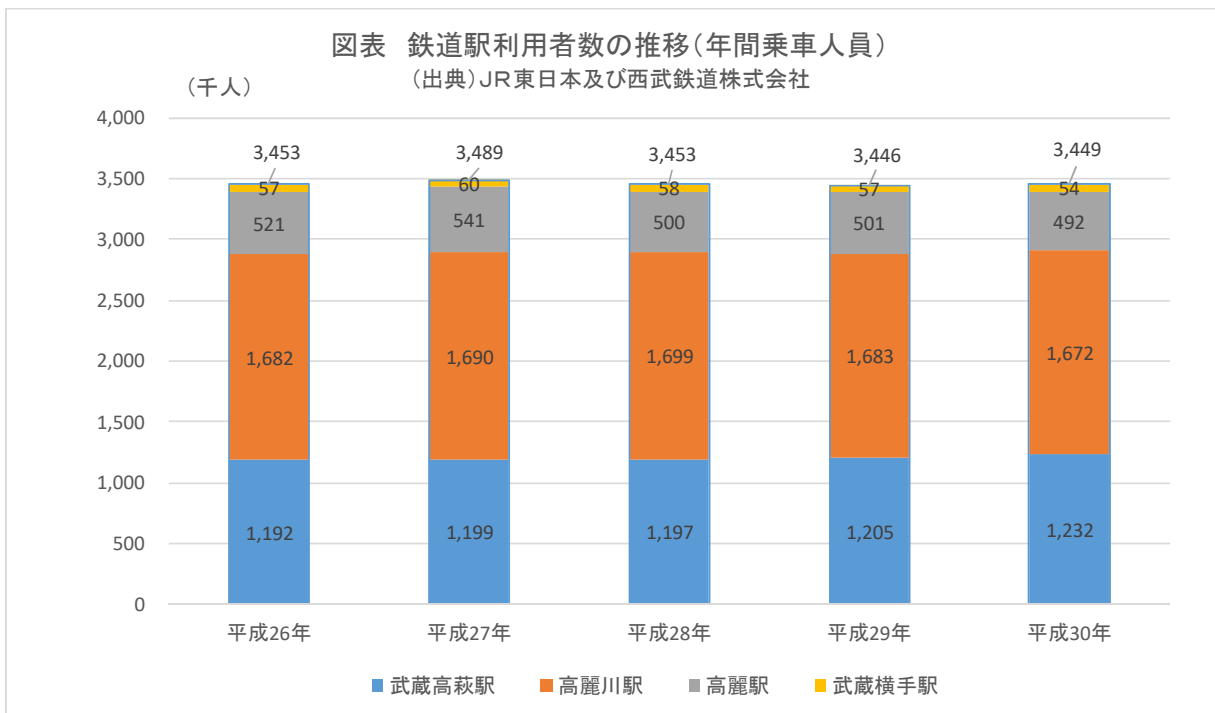
施策目標・評価指標

交通事故が起こりにくい環境をつくとともに、公共交通の充実を図り、安全に移動できる環境をつくります。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
普段、できるだけ公共の交通機関を利用している人の割合	%	33.7	34.0

現状と課題

- 公共交通の利用促進を図るため、事業者との協議及び要望を行っていますが、利便性の向上のためには協議及び要望を継続して行っていく必要があります。
- 高齢者や移動困難者へ路線バス及びタクシーの運賃補助を行っていますが、移動困難者は今後も増加することが見込まれるため更なる支援サービスや、交通手段の確保が必要となります。
- 交通安全施設の整備のほか、交通安全教育による啓発を行い、交通事故防止に取り組んでいますが、交通事故防止のためには継続して施設整備や啓発活動を行う必要があります。
- 安全な自転車利用を促進するとともに、放置自転車の発生防止に努めていますが、良好な生活環境の保全のためには、継続して安全利用の意識の浸透や利用しやすい環境整備に取り組む必要があります。



施策の展開

(1) 公共交通の利用促進

- ・安全に移動できるようにバス交通や鉄道交通の利用促進を図ります。
- ・交通結節点である高麗川駅及びその周辺を整備し、公共交通の利用促進を図ります。

★(2) 移動困難者の交通手段の確保【4 - (2) 良好な生活環境の整備、維持】

- ・移動困難者の移動手段が確保できるように支援します。

(3) 交通安全の推進

- ・安全に通行できるように交通安全施設整備を推進します。
- ・交通事故から身を守れるように交通安全教育の周知啓発を図ります。

(4) 自転車安全利用の推進

- ・放置自転車が減少するように自転車駐車を適正に管理します。
- ・放置自転車を早期に撤去し、自転車の安全利用を推進します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	鉄道駅の1日平均乗車人数	人/日	9,402	9,500
(2)	移動困難者への支援件数	件	1,637	2,500
(3)	人身事故件数	件	161	150
(4)	放置自転車の台数	台	202	160

主な個別計画

日高市立地適正化計画（令和2年度～令和22年度）

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
施策7 交通			○								○							

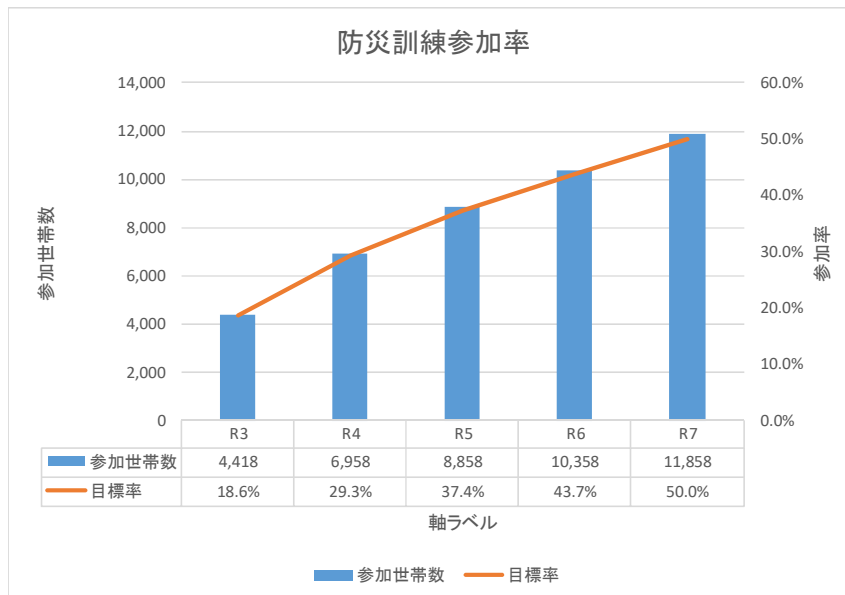
施策目標・評価指標

市民や関係機関との連携強化を図り、不測の事態に対応できる、災害に強く防犯体制が充実した地域づくりを推進します。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
職場や地域での防災訓練に参加している人の割合	%	48.7	50.0

現状と課題

- 今後 30 年以内に発生する大規模地震の確率は 70%とされているとともに、日本全国で毎年のように異常気象が原因と考えられる自然災害が多発しています。自主防災組織の設置率は 100% となりましたが、その活動内容に温度差があり、災害対応能力や備えに地域差が生じています。今後予想される大規模災害に対して、自主防災組織の役割は更に重要となるため、予防対策や災害対応力の強化を図り、災害に強いまちづくりを行うことが早急な課題となっています。
- 準中型免許取得費用の補助制度を設立し、消防団員の入団促進につながるよう努めています。消防団員の継続的な確保は防災力強化に向けた課題となっています。
- 防犯キャンペーン等で啓発活動を行い注意喚起を促していますが、犯罪件数を減少させるため、警察や関係機関との連携を強化し啓発活動を行う必要があります。



施策の展開

- ★(1) 防災体制の強化【4 - (2) 良好な生活環境の整備、維持】
- ・職員の動員体制の整備を推進します。
 - ・災害対策活動における「共助」を強化する活動の支援を推進します。
- (2) 消防体制の強化
- ・様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、消防署と消防団が連携を図り、地域の防災体制の強化を推進します。
- (3) 防犯活動の推進
- ・自主防犯活動団体への支援を行うとともに、警察や関係機関との連携を図り、防犯活動を推進します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	自主防災組織の訓練実施率	%	40.0	80.0
(2)	消防団員の充足率	%	100.0	100.0
(3)	刑法犯罪認知件数	件	371	330

主な個別計画

日高市地域防災計画（平成30年6月）

[主要施策とSDGs/ゴールの対応表]

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策8 危機管理・防災・防犯			○								○	○					

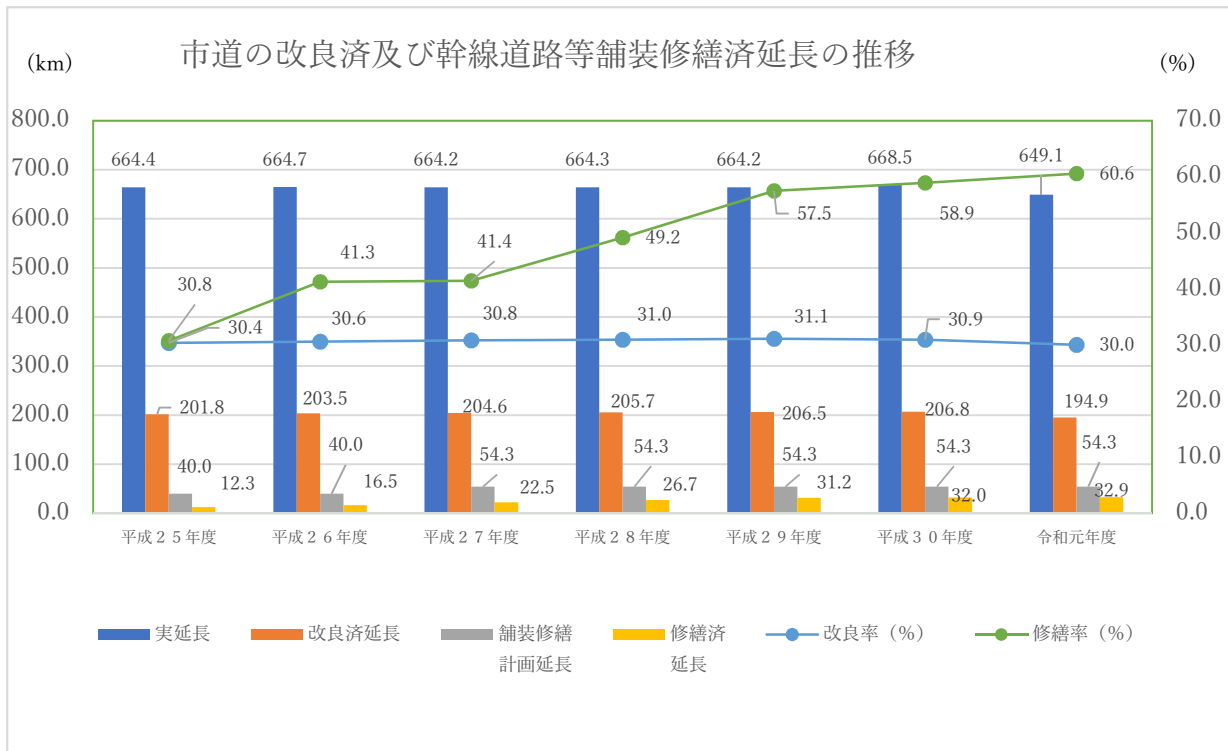
施策目標・評価指標

都市機能を支える幹線道路の整備を推進するとともに、生活道路の利便性の向上や河川の機能充実を図ります。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
「道路・河川」の取組に対する満足度	点	2.81	3.04

現状と課題

- 県道日高狭山線及び日高川島線を飯能寄居線バイパスへ接続させるなど、アクセスの強化による地域経済の活性化を図ることが求められています。
- 未就学児や児童などが巻き込まれる事故が報道されている中、歩道の設置や歩行空間の確保などを計画的に進め、歩行者等の安全を確保していく必要があります。また、道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。
- 道路、橋りょう等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。
- 保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
- 社会経済状況の変化に対応して、都市計画道路の見直しを行うとともに、計画的に整備を進めていく必要があります。



施策の展開

- ★(1) 県道や都市計画道路の整備促進【4-(4) 地域連携、コミュニティ活動の促進】
- ・交通渋滞を解消し、近隣都市間の交流を円滑にするため、関係する市町と連携し、国県道の整備が進むよう働きかけていきます。
 - ・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。
- (2) 生活道路の整備
- ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。
 - ・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。
- (3) 道路の維持管理
- ・快適で安全な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
- (4) 橋りょうの維持管理と河川環境の保全
- ・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。
 - ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	都市計画道路の整備率	%	60.7	65.0
(2)	市道の改良率	%	30.0	33.0
(3)	幹線道路等舗装補修率	%	60.6	72.9
(4)	橋りょうの修繕率	%	18.5	44.4

主な個別計画

日高市橋梁長寿命化修繕計画（平成31年度～令和8年度）

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
施策9 道路・河川											○		○					

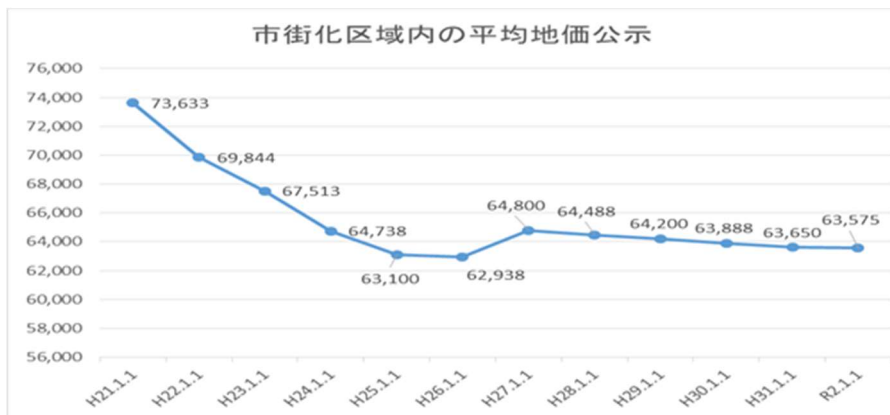
施策目標・評価指標

誰もが安心して住み続けられるよう、計画的で適正な土地利用の誘導により、都市機能を集約し、生活を支える基盤づくりと利便性の向上を推進します。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
市街化区域の平均地価公示価格	円	63,575	64,800

現状と課題

- 人口減少社会であっても、医療・福祉施設、商業施設がまとまって立地するなど、誰もが便利さを感じるようなまちづくりを進めていくことが必要です。また、旭ヶ丘地内における民間の産業系市街地開発事業の推進を支援するとともに、高麗川駅周辺の利便性確保を促進するため、早期のJR高麗川駅東口開設、自由通路の整備を行い、市の活性化を促進することが必要です。
- 無秩序な開発等を抑制し、適正な土地利用となるよう誘導する必要があります。
- 災害時を含めた土地の権利保護のため、地籍調査を実施しておく必要があります。
- 良好な住環境を保全するため、景観上、支障となる屋外広告物の是正指導を行う必要があります。また、管理不全の空き家が増えており、様々な問題が生じています。まちの魅力を損なわないよう、空き家の適正管理の促進と空き家とならないような対策が必要です。
- 大地震に備えるため、住宅や宅地の耐震化促進が必要です。
- 人口減少時代に対応し、今後も持続可能な市営住宅の住棟の適正な管理と長寿命化を図っていくことが必要です。
- 武蔵高萩駅北土地区画整理事業を早期に完了させ、駅を中心とした地域の活性化を促進することが必要です。
- 安全快適で、市民に親しまれる公園づくりのため、計画的な維持管理を行う必要があります。
- 都市における農地等の緑地機能を今後も計画的に保全していく必要があります。
- 圏央道のインターチェンジに近接しているという好条件を生かしつつ、周辺環境に配慮した土地利用を誘導していく必要があります。



施策の展開

- ★(1) 地域の特性に応じた土地利用の推進【2 - (1) 移住・定住の促進、4 - (2) 良好な生活環境の整備、維持】
 - ・人口減少社会に対応するため、都市機能と居住の緩やかな集約化を目指します。また、旭ヶ丘松の台の組合土地区画整理事業の推進を支援するなど地域の特性に応じた土地利用を誘導します。
 - ・JR 高麗川駅東口の開設に向け、自由通路及び都市計画道路等の周辺整備を積極的に進めます。
 - ・開発行為や建築行為の適切な指導により、計画的かつ適正な土地利用を誘導します。
 - ・地権者の同意のもと、計画的な地籍調査により、土地の確定を進め、数値による管理を行います。
 - ・多世代にわたって日高市に住み続けられるよう魅力あるまちづくりを推進します。
- ★(2) 安心で良好な住環境の整備・保全【2 - (1) 移住・定住の促進】
 - ・良好な住環境を保全するため、屋外広告物等の設置に関する景観形成に努めます。
 - ・適正な管理が行われていない空き家等に対して、総合的かつ計画的な対策を講じます
 - ・住宅や宅地の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修に係る支援等を行います。
 - ・市営住宅の使用料管理に努めるとともに、住棟の計画的かつ適正な管理に努めます。
- (3) 土地区画整理事業の推進
 - ・宅地の利用増進のため、武蔵高萩駅北土地区画整理事業の早期完了を推進します。
- (4) 安心で魅力ある公園・緑地づくり
 - ・民間活力を活用した施設運営や計画的な維持管理を行い、魅力ある公園づくりを目指します。
 - ・市街地における緑地の役割を維持、保全するため、生産緑地地区の適切な管理、指導に努めます。
- ★(5) 産業用地の創出【1 - (4) 地域産業の振興】
 - ・圏央道の整備効果を生かし、産業用地を創出し、周辺環境に配慮した企業の誘致を推進します。
 - ・旭ヶ丘松の台の組合土地区画整理事業の支援を行い、市民の就業の場を創出します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	市街化区域面積	ha	613	648
(2)	住宅の耐震化率	%	83.5	95.0
(3)	保留地の公売率	%	61.4	100.0
(4)	市民一人当たりの公園面積	m ²	7.27	8.0
(5)	竣工企業件数	件	95	105

主な個別計画

日高市都市計画マスタープラン（平成22年度～令和12年度）
 日高市立地適正化計画（令和2年度～令和22年度）
 日高市営住宅長寿命化計画（平成27年度～令和4年度）

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策10 都市づくり									○		○		○				

施策 11

水道

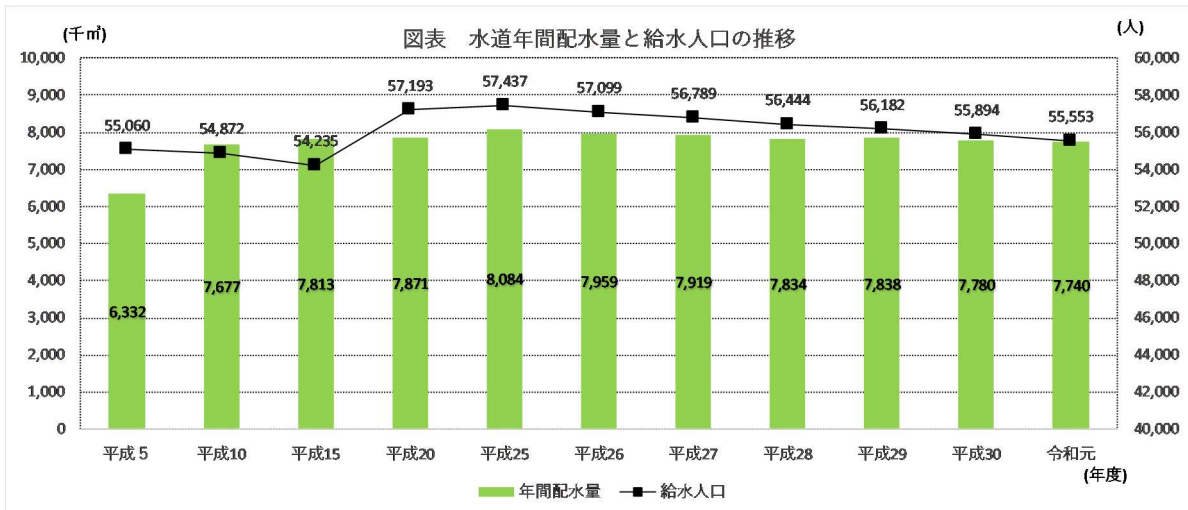
施策目標・評価指標

安全で安定した水道水の供給体制の維持に努めます。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
「水道」の取組に対する満足度	点	3.37	3.46

現状と課題

- 市民の日常生活や事業活動を支える重要な役割を担う水道事業は、節水型機器の普及や人口減少社会の到来等による水需要の減少により、令和40年頃には、給水量が現在よりも2割程度減少すると推計されています。水道事業の経営は、水道料金で運営する独立採算が原則のため、料金収入が減少すると経営状況が厳しくなります。
- 事業拡張の時期に整備した水道管路が老朽化し、耐用年数を超えた水道管路の割合が上昇しているため、漏水・破損事故の発生頻度が高まっています。基幹配水管路の耐震化率も3割程度であることから、大規模災害の発生時には断水が長期化するリスクがあります。水道管路の老朽化に対し、計画的な更新と適切な維持管理を図っていくことが必要です。
- 水道水の水質は、常に良好な状態に保たれていますが、浄水施設の老朽化が進み、修繕工事が増えています。安心して飲める水道水を安定して供給するため、水源環境を保全し、水質を適正に管理するとともに、浄水施設の計画的な更新と適切な維持管理を図っていくことが必要です。
- 人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足等の課題に対応し、水道の計画的な整備と基盤強化を図るため、令和元年に水道法が改正されました。将来にわたって水道事業を運営するためにも、長期的な観点から、水道施設の更新や耐震化に要する費用の財源を確保するとともに、職員の技術力を向上させる人材育成や技術力を継承させる組織体制の構築など、人的資源を確保することで、運営基盤の強化を図っていくことが必要です。



施策の展開

- (1) 安心で安定した水道水の供給
 - ・市民が安心して飲める水道水を供給するため、水源環境を保全し、水質を適正に管理します。
 - ・水道水を安定して供給するため、浄水施設を計画的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。
- (2) 災害に強い給水体制の確立
 - ・災害に強い給水体制を確立するため、水道施設の耐震化を計画的に推進します。
- (3) 水道事業の運営基盤の強化
 - ・水道事業を将来にわたって運営するため、適切な資産管理と中長期的な財政収支の見通しにより、老朽化施設を計画的に更新するとともに、健全かつ安定的な事業運営に努めます。
 - ・水道事業の将来を担う人的資源を確保し、技術力を継承するため、職員を適切に配置するとともに、職員教育を充実させ、人材育成を図ります。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	水質基準適合率	%	100.0	100.0
(2)	基幹配水管路の耐震化率	%	33.5	41.0
(3)	総収支比率	%	107.7	100.0 以上

主な個別計画

日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン 2017～ （平成 29 年度～令和 8 年度）
 日高市水道事業経営戦略 （平成 30 年度～令和 9 年度）
 日高市水道水質検査計画 （毎事業年度）

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策11 水道						○					○		○				

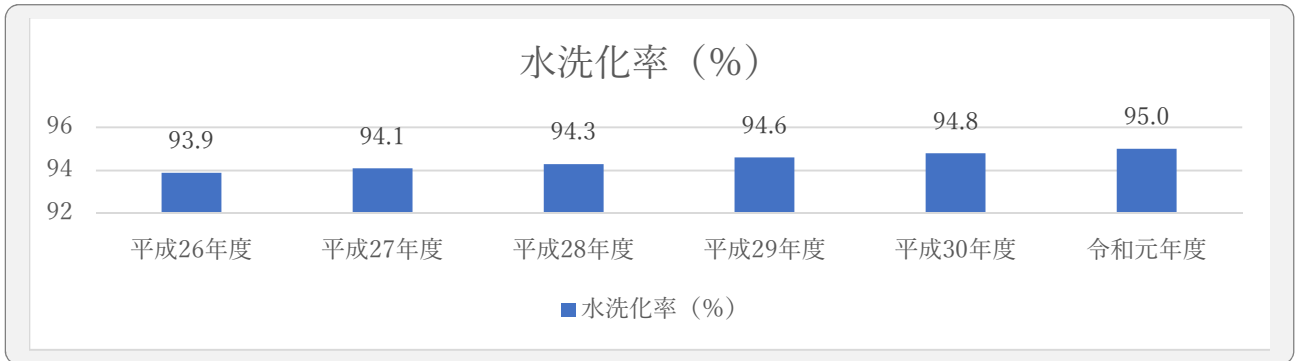
施策目標・評価指標

公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に努めます。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
「下水道」の取組に対する満足度	点	2.99	3.05

現状と課題

- 下水道の供用開始後 30 年を経過し、電気・機械関連設備は耐用年数を超える設備が増加しています。また、下水道管についても老朽化による不明水の流入が増加し、悪影響を及ぼしていることから、計画的な整備及び維持管理に着手しています。そのため、必要な事業費と工事、設備を熟知した技術職員の育成が必要です。
- 汚水処理の効率化を図るため、高麗処理分区と大谷沢地区農業集落排水区域を公共下水道化することで、施設の集約を推進しています。処理施設の余剰地及び集約化した跡地は要件と一致する利用方法とすることが必要です。
- 人口減少と節水型の機器の普及により家庭用の使用水量は減少傾向にあり、水洗化率の向上が必要となります。
- 近年頻発する集中豪雨により、雨水施設対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。



施策の展開

- (1) 汚水処理施設の整備
 - ・生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理施設の整備を推進します。
- (2) 雨水処理施設の整備
 - ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
- (3) 下水道施設の維持管理
 - ・老朽化対策や適正な放流水質を維持するため、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	公共下水道（汚水）の整備率	%	67.9	88.1
(2)	公共下水道（雨水）の整備率	%	7.3	8.5
(3)	処理場の健全な施設の割合	%	43.9	74.5

主な個別計画

日高都市計画マスタープラン（平成23年度～令和12年度）
 日高市生活排水処理基本計画（平成28年度～令和7年度）
 日高公共下水道事業計画（昭和57年度～令和6年度）
 日高市下水道事業経営戦略（平成29年度～令和8年度）
 日高市汚水処理施設整備計画（平成28年度～令和7年度）

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策12 下水道						○					○	○					

施策13

子育て支援

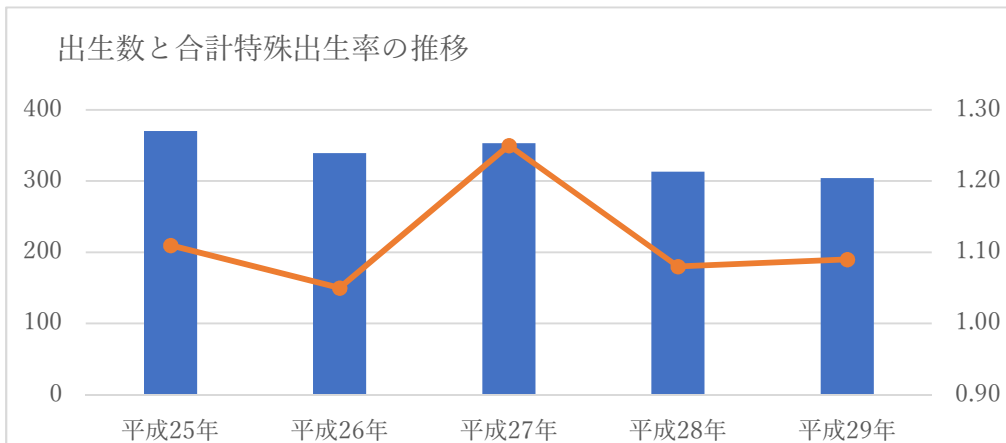
施策目標・評価指標

次世代を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境をつくります。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
地域子育て支援センターの利用者数	人	16,900	17,000

現状と課題

- 急速に進む少子高齢化・核家族化は当市においても例外でなく、確実に進行しています。そのような中でも安心して子どもを産み育てていくためには、出会いから妊娠、出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援を強化する必要があります。また、子どもたちの健やかな成長を社会全体で見守り育てていくためには、発達が緩やかな子どもに対する相談・支援の充実を図る必要があります。
- 女性の社会進出やひとり親世帯の増加とともに、子どもを預ける保育所や学童保育室の入所・入室に対する需要は依然として高く、保育体制の充実を図る必要があります。
- 母子・父子家庭などに対しては、経済的な援助とともに自立に向けた就労相談により、生活環境の改善に向けた支援を強化していく必要があります。
- 子どもへの虐待が社会問題となる中、子どもへの虐待を早期に発見することにより、子どもの安全を確保するとともに、家庭環境の改善に向けた支援を継続的に行う必要があります。



施策の展開

- ★(1) 多様な保育サービスの提供【2-(2)子育てに魅力を感じるまちづくりの推進、3-(2)働く子育て世帯の支援】
 - ・家庭環境や就労状況などの変化に伴う保育ニーズに応えるとともに待機児童を発生させないように保育所や認定こども園、学童保育室の保育体制を維持します。また、一時預かり保育などの多様な保育サービスの充実により、仕事と子育てが両立できる環境づくりに努めます。
- ★(2) 子育て環境の充実【3-(1)結婚・妊娠・出産支援、3-(2)働く子育て世帯の支援】
 - ・子育てにおける経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、子育てに関連する情報を発信し、子育て中の親子が集える場を提供します。また、子育て世代包括支援センターなど関係機関が連携した相談体制の充実を図るとともに、産前産後や子育てに不安を抱えている保護者との関わりを強化していきます。
- (3) ひとり親家庭の自立支援
 - ・ひとり親家庭の保護者が、社会的・経済的に安定した職に就業できるよう、関係機関と連携して相談体制を充実させるとともに、専門的な職に就く際に必要となる資格取得を支援します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	保育所待機児童数	人	0	0
(2)	子育て世代包括支援センターの相談件数	件	1,127	1,100
(3)	母子・父子家庭自立支援給付金受給者のうち就労に至った割合	%	100.0	100.0

主な個別計画

日高市子ども・子育て支援事業計画（第2期）（令和2年度～令和6年度）
 日高市次世代育成支援行動計画（第2期後期計画）（令和2年度～令和6年度）

- 地域子育て支援センター 主に未就園児を対象とした子育て中の親子が気軽に集まり、楽しく遊んだり、子育てに関する情報交換ができる施設をいう。
 また、保育士や幼稚園教諭など子育てに関する経験や知識を有する支援員を配置し、子育てに関する不安感等を軽減するために育児相談等に応じる。
- 子育て世代包括支援センター ①主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、②妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、③必要に応じて支援プランの策定や、④地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う機関をいう。
 母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。

[主要施策とSDGs/ゴールの対応表]

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策13 子育て支援	○	○		○				○									○

施策目標・評価指標

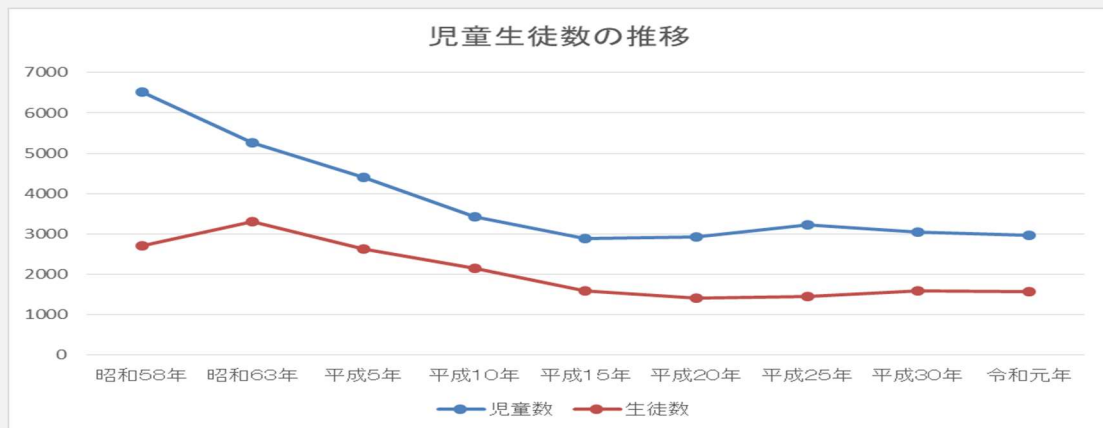
地域とともにある学校で児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、主体性と思いやりの心を持つ人を育てます。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
各学校の取組に対するアンケートで「満足(8割)」と答えた保護者の割合	%	34.0	60.0

現状と課題

- 生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により社会が急激に変化しています。そのため、社会へ主体的に関わり、予測困難な社会を切り拓くための資質・能力の育成が必要です。
- 地域社会が希薄化するなど子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、学校に求められる役割が増大しています。そのため学校、家庭、地域との連携・協働による地域とともにある学校づくりが必要です。
- コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進に合わせて、経年による老朽化が進行する学校施設を計画的かつ適正な改修及び整備をしていく必要があります。

※グラフ・データ表



施策の展開

- ★(1) 確かな学力の育成、豊かな心の育成及び健康・体力の増進【3－(3) 特色ある教育の実践】
 - ・児童生徒一人一人の学力を伸ばす教育を推進します。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現により、思考力、判断力、表現力など新たな時代に求められる資質・能力を育成します。
 - ・小・中学校に英語指導助手（AET）を配置するなど、外国語教育の充実を推進します。
 - ・学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な学習の充実を推進します。
 - ・豊かな心を育むため、体験活動の充実や道徳教育、人権教育を推進し意識の向上を図ります。
 - ・各学校や教育センターに相談員を配置するなど、不登校やいじめの未然防止、早期発見・早期対応を図ります。また、教育センターに臨床心理士を配置するなど、専門性の高い相談にも対応していきます。
 - ・基本的な生活習慣の確立などの健康の保持増進、体力向上を図ることで、健やかな体を育成します。
- ★(2) 質の高い学校教育の推進【3－(3) 特色ある教育の実践】
 - ・教職員の資質向上を図るため、専門性の高い講師を招いて、教職員研修の充実を図ります。
 - ・GIGAスクール構想を実現し、児童生徒一人一人がICTを十分に活用し授業に取り組める環境の整備を行います。
- ★(3) コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進【3－(3) 特色ある教育の実践】
 - ・学校運営協議会を中心に学校、家庭、地域が連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
 - ・9年間を一貫した系統性や連続性を重視した教育内容の指導を推進します。また、地域の特性を生かしたコミュニティ・スクールを基盤（基礎）とした教育を推進します。
- ★(4) 小・中学校の統合を含む施設環境の維持向上【3－(4) 子どもをのびのび育てるための環境づくり】
 - ・安全で快適な学習環境を確保するため、既存施設の老朽化対策などを図ります。また、小中一貫校を見据えた学校教育施設の改修を推進します。
- (5) 学校給食の充実
 - ・児童生徒の心と体が大きく成長できるよう安心して安全な学校給食を提供するため、安全衛生管理を徹底します。また、地場産食材を積極的に採用するとともに、児童生徒が適切な食習慣を身に付け、生涯にわたる健康づくりの基礎を培うよう、食育の充実を図ります。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	学力が伸びた児童生徒の割合	%	64.8	85.0
(2)	授業における児童生徒のICT機器活用率	%	0.8	95.0

(3)	中学校1年生の不登校の割合	%	2.2	1.0
(4)	小中一貫校の設置数	校	0	3
(5)	給食に地場産食材を使用した日の割合	%	57.0	60.0

主な個別計画

日高市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）

GIGAスクール構想 児童生徒向けの一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校で実現させる構想

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
施策14 学校教育				○														

基本方針3 子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる

施策15

青少年健全育成

施策目標・評価指標

地域と連携・協働した教育の推進により、地域、家庭、学校が一体となり、次世代を担う子どもたちの健全な育成と郷土愛の醸成を図ります。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
子育てについて地域で支え合う雰囲気があると感じている人の割合	%	21.0	22.5

現状と課題

- ひ・まわり探検隊事業では、市民ボランティアによる実行委員会が中心になり、公民館サークル、市民講師、企業、学校など、多くの協力により、市の歴史や文化を学ぶクイズラリーや体験教室を開催しています。事業を継続していくために、暑さ対策として午前中の体験教室を中心に実施するとともに、新たな体験教室の開催やボランティアスタッフの継続的な確保が必要です。
- 地域における子どもたちの安全を守るとともに、違法薬物乱用を未然に防ぐため、各地区青少年健全育成の会等による地域パトロールや薬物乱用防止等非行防止キャンペーンなどの啓発活動を継続していくことが大切です。
- 青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会において、関係する機関や団体間の情報交換等を行い、青少年の問題行動や市内小中学校のいじめに関する情報を共有し、地域と連携し青少年の非行防止対策といじめ防止等に関する協議を行っています。いじめに関しては、解決するまでに時間を有するケースがあるので、長期的視点に立った取組が必要です。
- 全小学校区において、放課後の小学校を安心・安全な子どもの活動拠点として放課後子ども教室を実施しています。地域住民が指導者となり、スポーツ、文化活動、異学年交流などの取組を通じて「地域で子どもを育てる」という機運の醸成を図っています。事業を継続していくために、地域住民に過度の負担とならないよう配慮しつつ、指導者の確保に努める必要があります。

ひ・まわり探検隊開催状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
探検隊登録者数	652人	667人	654人	546人	538人
探検隊参加率	19.9%	20.7%	20.9%	17.9%	18.2%
体験教室数	131教室	108教室	103教室	103教室	109教室
述べ参加者数	2,748人	2,333人	2,212人	1,926人	2,049人

施策の展開

- ★(1) 郷土愛の醸成【2-(1) 移住・定住の促進、2-(4) 若者等の交流支援】
- ・地域の歴史や文化、産業などを学ぶ機会を提供し、郷土愛の醸成を図ります。
 - ・講座や体験教室、イベント等を通じて、市の歴史や文化などを伝承します。
- (2) 青少年の健全育成
- ・地域、家庭、学校などが連携した青少年育成のための活動を推進します。
 - ・青少年の非行や犯罪を未然に防止するため、地域パトロールを継続して実施するとともに、啓発活動を推進します。
- (3) 体験活動・多世代との交流活動の推進
- ・地域でのコミュニケーションを支援するため、大人と子どもたちが交流できる場と子どもの居場所づくりを進めます。
 - ・地域で子どもを育てる環境をつくるため、地域、家庭、学校と連携した事業を実施します。

施策の展開の成果指標

埼玉県警の公表による
(7月下旬頃公表)

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	ひ・まわり探検隊の参加率	%	18.2	20.0
(2)	刑法犯少年の人口比	%		3.5
(3)	放課後子ども教室参加延べ人数(6小学校)	人	3,005	3,200

主な個別計画

日高市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
施策15 青少年健全育成			○															